

他業種から介護・障害事業所へ就職する方へ

介護職就職支援金のご案内

「介護職就職支援金」とは

石川県内において、他業種で働いていた方が、介護職員または障害福祉職員として就労する際の準備費用にお使いいただける無利子の貸与金です。

- ▶ 介護・障害福祉のお仕事に就職するための準備経費に係る費用について、**最大20万円**をお貸しします。（貸与の要件は裏面をご確認ください）
- ▶ 貸付金は介護職員または障害福祉職員として2年間の業務に従事することで、**返還が全額免除**されます。

以下のような就職する際に必要となる経費全般にご利用いただけます



介護ウェア等
業務用被服費



研修会受講料や
図書費



子どもを預けるた
めの費用



転居に伴う費用



通勤用の自転車
等の購入費

※上記の例に限らず、就職する際に必要となる経費が対象となります（1人1回限り）
※請求書や領収書の提出は必要ありません。

対象者について

対象の研修を修了した方または、介護福祉士の資格をお持ちの方で、令和3年4月1日以降に、石川県内の対象の事業所等で就労または就労予定の方が貸与の対象となります。

- ※就労後に対象の研修を修了予定の方も対象となります。
 - ※介護分野と障害福祉分野で対象となる研修・施設が異なります。
- 貸与の要件については裏面をご確認ください。

返還について

- 就労先で介護職員・障害福祉職員として働いている間は、原則、介護職就職支援金の返還を求められることはありません。石川県内の事業所で2年間（在職期間通算730日以上かつ業務に従事した日数が360日以上）働いたとき、**申請により返還が全額免除**されます。
- 就職した事業所等を退職し、3か月以内に石川県内の事業所等で介護職員・障害福祉職員として再就職しなかったときなどに返還が必要**となります。
※退職した日から3か月以内に対象施設で再就職すれば返還開始とはなりません。
※その他の返還開始となる場合は県社協HPに掲載の要綱をご確認ください。
- 返還が必要となった場合には、返還の理由が生じた翌月から2年間（24回の月払い）で返還していただきます。**返還期間内であれば、無利子**ですが、返還期間内に返還できない場合は、**延滞利子が年3%**の割合で発生します。
※不正な方法等により介護職支援金を借りたときは、一括で返還を求める場合があります。

貸与の要件

申請には、次の要件をすべて満たす必要があります。

1	次のいずれかの研修の修了者(修了予定含む)または介護福祉士の資格所有者であること ①実務者研修(介護福祉) ②介護職員初任者研修 ③介護職員基礎研修課程 ④ホームヘルパー1級もしくは2級研修課程 障害福祉職員として就労する場合、次の研修も対象となります。 ⑤居宅介護職員初任者研修 ⑥障害者居宅介護従事者基礎研修 ⑦重度訪問介護従事者養成研修(基礎、統合及び行動障害支援いずれかの課程と応用を受講) ⑧同行援護従事者養成研修(基礎と応用を受講) ⑨行動援護従事者養成研修	<input checked="" type="checkbox"/>
2	介護職員または障害福祉職員としての実務経験が通算1年未満であること ※ただし、新規学卒者は高校・大学等卒業後、3年が経過しないと対象となりません。	<input checked="" type="checkbox"/>
3	令和3年4月1日以降に、石川県内の次の事業所において、介護または障害福祉サービスを提供する職員として就労した、または就労を予定していること 介護分野 ■訪問介護事業所 ■訪問入浴介護事業所 ■通所介護事業所 ■第一号訪問事業及び第一号通所事業を実施する事業所 ■通所リハビリテーション事業所 ■短期入所生活介護事業所 ■短期入所療養介護事業所 ■特定施設入居者生活介護 ■介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ■介護老人保健施設 ■介護療養型医療施設 ■介護医療院 ■定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ■夜間対応型訪問介護事業所 ■認知症対応型通所介護事業所 ■小規模多機能型居宅介護事業所 ■認知症対応型共同生活介護事業所 ■地域密着型特定施設入居者生活介護事業所 ■地域密着型老人福祉施設入所者生活介護事業所 ■複合型サービス事業所 ■地域密着型通所介護事業所 障害分野 ■障害者支援施設 ■障害福祉サービス事業所 ■相談支援事業所 ■障害児入所施設 ■障害児通所支援事業所 ■障害児相談支援事業所 ■地域生活支援を実施する事業所 ■基幹相談支援センター ■身体障害者生活訓練等事業所 ■手話通訳事業所 ■介助犬訓練事業所 ■身体障害者社会参加支援施設 ■地域活動支援センター ■福祉ホーム	<input checked="" type="checkbox"/>
4	採用が決定した日から30日以内であること ※ただし、採用が決定した日から勤務を開始する日まで30日以上ある場合は、勤務の開始予定日まで申請が可能です。また、令和3年9月30日以前に採用が決定した方は令和3年11月30日まで申請が可能です。	<input checked="" type="checkbox"/>
5	連帯保証人を1名立てること ※連帯保証人は、国内に居住する成人で、何らかの収入があることが条件となります。 ※貸与を希望する者が未成年の場合は、親権者等の法定代理人を連帯保証人とする必要があります。	<input checked="" type="checkbox"/>
6	申請者及び連帯保証人の現住所と住民登録の住所が一致していること ※外国籍住民の方は、住民登録に加え、特定の在留資格が必要となりますので、お問い合わせください。	<input checked="" type="checkbox"/>
7	生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金等、再就職のための他の同種の貸付を受けていないこと	<input checked="" type="checkbox"/>
8	暴力団員等反社会的団体関係者や介護保険法その他関係法令に違反する者ではないこと	<input checked="" type="checkbox"/>

申請・お問い合わせ先

●介護職就職支援金に関する申請・問い合わせ先

石川県社会福祉協議会 地域福祉課【TEL 076-224-1212】
(石川県金沢市本多町3丁目1番10号 石川県社会福祉会館2階)



申請書様式・貸付要綱等のダウンロード先

石川県社会福祉協議会HP ⇒ 福祉の貸付制度 ⇒ 介護職就職支援金のご案内
(<https://www.isk-shakyo.or.jp/index.php>)

●求職相談窓口

福祉の仕事マッチングサポートセンター(福サポいしかわ)
(石川県金沢市石引4丁目17番1号(石川県本多の森庁舎1F))
【TEL 076-234-1151】

